

第2次選考についての注意事項

人事院人材局企画課任用班
千代田区霞が関1-2-3 (〒100-8913)
☎ 03-3581-5311 内線2315
FAX 03-3581-6755

1 第1次選考通過者の発表（10月17日（木）午前10時）

第1次選考通過者には、「第1次選考通過通知書」を郵送します。

また、人事院ホームページ（「国家公務員試験採用情報NAV I」→「障害のある方の選考採用」→「障害者選考試験（常勤）」のウェブサイト）をいう。以下同じ。）に、第1次選考通過者の受験番号を掲載します（第1次選考通過者以外の方への第1次選考の結果の通知は行いません。）。

2 合同業務説明会（第1次選考通過者対象）（10月20日（日）～21日（月））

人事院地方事務局（所）では、管内に所在する採用予定機関の業務内容等について理解を深めていただくため、第1次選考通過者を対象に合同業務説明会を開催します。予約は不要ですので、積極的に御参加ください（参加しないことにより合否に影響を及ぼすことはありません）。詳細は人事院ホームページに掲載します。

試験の区分	開催日時	開催場所（所在地）	問合せ先	
北海道	10/21(月) 10:00～16:00	札幌第3合同庁舎1階共用会議室 (札幌市中央区大通西12丁目)	人事院北海道事務局	TEL (011) 241-1248 FAX (011) 281-5759
東北	10/21(月) 10:00～16:00	フォレスト仙台フォレストホール等 (仙台市青葉区柏木1-2-45)	人事院東北事務局	TEL (022) 221-2022 FAX (022) 267-5315
関東甲信越	10/21(月) 12:20～16:00	東京流通センター第一展示場 (東京都天田区平和島6-1-1)	人事院関東事務局	TEL (048) 740-2008 FAX (048) 601-1021
東海北陸	10/21(月) 10:00～16:00	名古屋市公会堂4階ホール (名古屋市昭和区鶴舞1-1-3)	人事院中部事務局	TEL (052) 961-6838 FAX (052) 961-0069
近畿	10/21(月) 10:00～15:45	毎日新聞ビル地下1階オーバルホール (大阪市北区梅田3-4-5)	人事院近畿事務局	TEL (06) 4796-2191 FAX (06) 4796-2188
中国	10/20(日) 10:00～16:00	広島国際会議場地下2階ヒマワリ (広島市中区中島町1-5)	人事院中国事務局	TEL (082) 228-1183 FAX (082) 211-0548
四国	10/21(月) 13:30～16:00	高松サンポート合同庁舎 (高松市サンポート3-33)	人事院四国事務局	TEL (087) 880-7442 FAX (087) 880-7443
九州	10/20(日) 10:00～16:00	福岡合同庁舎新館3階共用大会議室 (福岡市博多区博多駅東2-11-1)	人事院九州事務局	TEL (092) 431-7733 FAX (092) 475-0565
沖縄	10/21(月) 13:00～16:00	沖縄産業支援センター中ホール (那覇市字小祿1831番地1)	人事院沖縄事務所	TEL (098) 834-8400 FAX (098) 854-0209

3 第2次選考（10月28日（月）～11月11日（月））

第2次選考（採用面接）は、第1次選考通過者を対象に、各府省の採用予定機関が行います。

人事院ホームページには日程などの最新の情報を掲載します。面接の進捗状況によっては、内定の提示連絡日（11月5日（火））等の日程変更もあり得ますので、随時、ホームページを御確認ください。

○面接期間（10月28日（月）～11月2日（土））の面接について

面接期間における面接は、第1次選考の際に登録者が登録した面接希望機関において、人事院が面接日を指定して行われます。面接日は、「第1次選考通過通知書」とともに郵送される「面接連絡票」に記載されます。各面接日の面接時間は、10月23日から25日までの間に各面接希望機関から連絡があります。受験申込時に登録した電話番号、メールアドレス等の連絡先に連絡しますので、必ず連絡がとれるようにしてください。複数日にわたり複数回電話等しても連絡がとれない場合には、第2次選考を辞退したと判断される可能性がありますので、注意してください。10月26日までに面接希望機関から連絡がなかった場合は、28日に人事院人材局企画課任用班へ御連絡ください。

なお、面接期間内に、登録した面接希望機関以外の機関の面接を受けることはできません。

○採用面接における配慮事項の申出について

採用面接に際して何らかの配慮（就労支援機関の職員や特別支援学校の教職員等の同席、筆談や手話通訳による面接、付添人の控室の用意など）を希望される方は、10月23日から25日までの間に各面接希望機関から面接時間の連絡があった際に申し出てください（配慮の内容を具体的に申し出ることが困難な場合は、支障となることを見込まれる事情をお伝えいただくことで差し支えありません）。申出は十分に尊重させていただきますが、内容によっては配慮できない場合もあります。

また、採用面接場所の設備等（駐車場の利用の可否など）については、各機関に御確認ください。

○調整期間（11月7日（木）～11月11日（月））の面接について

調整期間においては、面接期間内の面接で内定を得られなかった方を対象として、各機関が追加面接の受付を行う場合があります。追加面接の受験を希望される方は、実施する機関のホームページ等で面接の日時、申込方法等を確認し、各機関に直接申し込んでください（人事院による追加面接実施の連絡や面接日の指定はありません。）。

○面接日の変更について

人事院から通知した面接希望機関の面接日の変更は、原則としてできません。採用を希望する場合には、面接日に面接を受けられるよう、予定を調整してください。

ただし、面接日に、受験者本人に関して、(ア)冠婚葬祭の行事への出席、(イ)受験者が学生である場合の授業や試験等の学業、(ウ)受験者が有職者である場合の仕事、(エ)本人以外に代替できる者がいない育児又は介護、(オ)以前から予約等していた通院、のいずれかの事情があっても面接を受けられない場合には、面接希望機関からの面接時間の連絡(10月23日から25日)の際に、面接希望機関と相談し、合意した上で、面接期間内の別の日に面接日を変更することが可能です。

○面接希望機関の変更について

「面接連絡票」により通知された面接希望機関については、1回に限って変更を申し出ることができません。ただし、一旦変更すると再度の変更や変更内容の修正はできませんので、慎重に判断してください。

面接希望機関を変更する場合には、人事院ホームページから「面接希望機関変更届」をダウンロードし(郵送希望の場合は下記(注)参照)、同変更届の注意事項をよく読んだ上で、必要事項を記入し、変更届を封筒に入れ、人事院人材局企画課宛てに必ず簡易書留で郵送してください。変更届の受付期間は10月17日から22日までです。持参による提出は受け付けません。封筒の表に「変更届在中」と朱書きすること、封筒に差出人の住所・氏名を記載することを忘れないようにしてください。また、提出する場合は、変更届の写し・控えを各自保管してください。

(注)変更届の郵送を希望する方は、返信先氏名・住所を記入し120円切手を添付した封筒を、「変更届請求」と朱書きした封筒に封入し、人事院人材局企画課宛てに郵送し請求してください(10月15日必着)。

○採用面接時の持ち物について

採用面接を受ける際、次の書類を提示又は提出してください。具体的な提示等の方法は、採用面接を実施する機関の指示に従ってください。

ア 住民票記載事項証明書

第1次選考の時に配布された「受験心得」の用紙を使用して、住民票のある市区町村で証明を受けたもの。ただし、採用面接時に持参できない場合は、提示の仕方について、採用面接を受ける機関と相談してください。

イ 受験申込時に手帳記載事項欄に記入した手帳等の原本

身体障害者手帳又は指定医等の診断書等、療育手帳又は児童相談所等が発行した知的障害者の判定書、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの原本。ただし、精神障害者保健福祉手帳の更新手続中のため原本が手元にない方については、その事実が確認できる書類を持参してください。

※上記ア及びイは、採用面接当日にお返ししますので、複数枚用意する必要はありません。

ウ 面接カード(履歴書)

「面接カード(履歴書)」を記入(パソコン入力・印字可)して持参し、提出してください。「面接カード(履歴書)」の様式は、人事院ホームページに掲載するほか、「第1次選考通過通知書」とともに郵送もします。

○採用内定のルール《厳守事項》について

<面接期間の採用内定>

面接期間内の採用面接の後、11月5日(火)10時から15時までの間に採用予定機関から内定候補者に対して内定の提示連絡があります。内定の提示を受けた受験者が、11月6日(水)10時から13時までの間に採用予定機関に内定受諾の連絡をすることで採用内定が「確定」します。受験者から受諾の連絡をしない場合は内定となりませんので必ず連絡してください。内定の受諾の際には、以下の点に注意してください。

- ① 内定を受諾することができるのは1機関のみです。複数の採用予定機関から内定の提示連絡を受けた場合は、必ず1機関にのみ内定の受諾連絡をしてください。
- ② 内定後に採用を辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障をきたします。内定を受諾する場合には、その後に採用を辞退することがないように慎重に判断してください。

<調整期間の採用内定>

調整期間に、面接期間に面接を受けた機関から追加内定の提示連絡を行う場合があります。この場合には、提示を受けた際に直ちに内定の受諾をすることが可能です。なお、受験者から追加内定の有無を問い合わせることはできません。

また、調整期間に各機関の追加面接を受け、面接の結果、内定の提示を受けた場合も、提示を受けた際に直ちに内定の受諾をすることが可能です。

※ 面接期間及び調整期間の終了後、いずれの機関からも内定を受けることができなかった場合は、不合格となります。

○採用予定機関へ提供される情報について

人事院は、受験申込書に記載された情報を基に、第1次選考通過者の氏名、生年月日、住所、連絡先、障害の種類、級別等の情報を採用予定機関に提供します。そのため、調整期間に追加の面接が行われる場合には、受験者の希望する採用予定機関以外の機関から採用面接の案内がある場合がありますので、御承知おきください。

4 合格者の発表(11月26日(火)午前10時)

採用内定者が合格者となります。合格者には、合格通知書を郵送します。

また、人事院ホームページに、合格者の受験番号を掲載します(合格者以外の方への選考試験の結果の通知は行いません)。